

宇都宮市浄化槽整備事業補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 29 日
宇都宮市上下水道局告示第 15 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 浄化槽の設置等の補助金（第 4 条—15 条）
- 第 3 章 浄化槽の設置に伴う融資あっせん及び利子補給（第 16 条—第 25 条）
- 第 4 章 様式及び補則（第 26 条・第 27 条）
- 附則
- 別表

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 市が交付する浄化槽整備事業の補助金については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和 41 年規則第 22 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この要綱は、し尿及び生活雑排水（雨水その他の特殊な排水を除く。）（以下これを「生活排水」という。）を浄化槽で処理することを推進する区域において、適正な浄化槽を新たに設置する者に対し、設置に要する経費の一部を市が補助することにより、公共用水域の水質汚濁を防止し、良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽整備区域 生活排水の処理を浄化槽で行うことを推進する区域であって、市街化調整区域のうち、公共下水道（整備を予定する区域を含む。）及び農業集落排水処理施設（農業集落で発生する生活排水の汚水及び汚泥を処理する施設）並びに地

域下水処理施設（民間開発団地内の住宅等で発生する生活排水の汚水及び汚泥を団地内に設置された下水処理施設で処理を行うものであって、市に移管された施設）の処理区域を除く区域

- (2) 公共下水道全体計画区域 本市が公共下水道の整備を予定する区域であって、公共下水道の事業計画区域以外の区域
- (3) 合併処理浄化槽 生活排水を併せて処理する浄化槽であって、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第4条第2項の規定による構造基準及び浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）並びに環境省が浄化槽設置整備事業実施要綱に定める性能要件を満たす環境配慮型浄化槽に適合するもの
- (4) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽であって、法においてみなし浄化槽と規定されているもの
- (5) くみ取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）第29条に定めるもの
- (6) 敷地内処理装置 合併処理浄化槽の処理水を蒸発散等によって処理するため敷地内に埋設する処理装置であって、本市の定める指導基準に合致するもの
- (7) 宅内配管 合併処理浄化槽に接続する配管であって、生活排水が流入する部分及び浄化槽の処理水を公共用水域（敷地内処理装置を有する場合は同装置）に放流する部分であるもの

第2章 浄化槽の設置等の補助金

（浄化槽の設置等に関する補助対象事業）

第4条 浄化槽の設置に関する補助対象となる事業は、浄化槽整備区域及び公共下水道全体計画区域において実施する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 合併処理浄化槽を新たに設置する事業
- (2) 前号の事業の実施と同時に、敷地内処理装置を設置する事業
- (3) 第1号又は前号の事業の実施と同時に、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去する事業

（浄化槽の設置等に関する補助対象者）

第5条 浄化槽の設置に関する補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当する者であって、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者とする。

- (1) 専用住宅に設置する者
- (2) 店舗等併用住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物。以下「店舗等併用住宅」という。）に設置する者
- (3) 地域集会所（地域住民で組織する自治会等の団体が集会の用に供する施設）に設置する者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園に設置する者（ただし、国公立であるものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者に対しては補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽を設置するとき、法第5条第1項の規定に基づく届出を行っていない者又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築主事の確認を受けていない者
- (2) 前項第1号及び第2号に規定する者であって、補助事業の完了時において、浄化槽を設置した場所を住所とし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による記録（以下「住民登録」という。）がされていない者
- (3) 前項第4号に規定する者であって、補助事業の完了時に浄化槽を設置した場所において事業を行うことが明らかでない者
- (4) 第9条に規定する交付を決定した日の属する事業年度内に浄化槽を設置することができない者
- (5) 前項第1号及び第2号に規定する者であって、浄化槽を設置した場所に居住せず、かつ、建物を賃貸又は販売することを目的として浄化槽を設置する者
- (6) 市税を滞納している者
- (7) 浄化槽の設置に関し、重複して国又は県若しくは本市から同様の助成を受けている者（受けることが決定している者を含む。）
- (8) 専用住宅又は店舗等併用住宅を借用する者であって、土地及び建物の所有者から浄化槽の設置に関する承諾が得られない者
- (9) この要綱に基づく補助金の交付を既に受けている者
- (10) 第9条に規定する交付の決定を受ける前に浄化槽の設置工事に着手した者

(11) 法第21条又は第33条3項に規定する浄化槽工事業者でない事業者の施工によって浄化槽を設置する者

(12) 第8条に規定する補助金の交付申請時において、生活排水を合併処理浄化槽（第3条第3号の規定にかかわらず、法第4条第2項の規定による構造基準に適合するものをいう。）で処理する建物を住所とし、住民登録をしている者。ただし、次の各項目に該当する者には補助金を交付する。

ア 市外に住民登録をしている者

イ 建物が集合住宅及び賃貸住宅である者

ウ 住民登録をしている世帯を分割することに伴い建物を新築し、浄化槽を設置する者

(13) その他宇都宮市上下水道事業管理者（以下「上下水道事業管理者」という。）が補助金を交付することが適当でないとする者

（浄化槽の設置等に関する補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 合併処理浄化槽本体の購入費用及び設置に必要な工事費用（全ての運搬に係る費用を除く。）

(2) 敷地内処理装置本体の購入費用及び設置に必要な工事費用（全ての運搬に係る費用を除く。）

(3) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽本体の撤去工事費用（処分費用を含み、運搬に係る費用を除く。）

(4) 前号の工事に附帯して行う宅内配管（配管の接続に必要なますを含む。）の工事費用

（浄化槽の設置等に関する補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の額とし、別表に定める額を補助限度額とする。ただし、前条第2号及び第4号の経費に伴う補助金の額の合計が30万円に満たない場合は、補助金の額をそれぞれの補助対象経費を合算した額とし、30万円を補助限度額とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(浄化槽の設置等に関する補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、内容等に誤りが無いことを確認し、上下水道事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法に基づく建築確認申請書及び浄化槽仕様書並びに確認済証の写し、又は法に基づく浄化槽設置届出書(法第5条第2項に規定する期間を経過したものに限る。)の写し
- (2) 設置場所の建物及び敷地に関する位置図及び平面図並びに浄化槽の設備に関する配置図
- (3) 浄化槽放流水の敷地内処理装置概要書及び関係する図面等(設置する場合に限る。)
- (4) 設置工事費用の見積書(第6条各号の費用の内訳をそれぞれ記載したものに限る。)
- (5) 法第7条に規定する法定検査依頼書の写し(法に基づく指定検査機関が受諾したものに限る。)
- (6) 法第11条に規定する法定検査依頼書の写し(法に基づく指定検査機関が受諾したものに限る。)
- (7) 浄化槽の設置に関する土地及び建物の所有者の承諾書(専用住宅又は店舗等併用住宅を借用する者に限る。)
- (8) 浄化槽の維持管理に関する誓約書
- (9) 建築基準法に基づく浄化槽の型式適合認定書及び関係する書類等の写し
- (10) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針適合浄化槽(以下「適合浄化槽」という。)の登録証の写し
- (11) 適合浄化槽登録浄化槽管理票(C票)
- (12) 浄化槽機能保障制度に基づく保証登録証(市町村用のものであって、法に基づく指定検査機関の登録確認を受けたものに限る。)
- (13) 浄化槽設備士免状の写し(ただし、昭和63年3月以前に法第42条第1項各号に該当することとなった者であって、浄化槽設備士免状の交付を受けた者にあつては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証の写しも添付すること。)
- (14) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を設置していることが確認できる写真(第4条第3号に規定する事業を行う場合に限る。)

(15) 第8条に規定する補助金の交付申請時において居住する建物の生活排水の処理方法に関する申立書（第4条第3号に規定する事業を行う場合を除く。）

(16) その他上下水道事業管理者が必要と認める書類

- 2 前項の規定は、補助申請者が規則第5条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けて行う申請において準用する。この場合において、前項中「補助金交付申請書」とあるのは「補助金変更交付申請書」と読み替えるものとし、前項各号に掲げる書類については、変更する内容に係るものを添付するものとする。

(浄化槽の設置等に関する補助の交付決定)

第9条 上下水道事業管理者は、前条の申請があったときは、申請に係る内容について、現地調査を行った上で審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

- 3 前項の規定は、前条第2項の規定により準用される申請に係る通知について準用する。この場合において、前項中「補助金交付決定通知書」とあるのは、「補助金変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

(浄化槽の設置等に関する補助の交付申請の取下げ)

第10条 補助申請者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件により補助事業が遂行できないと認めるときは、申請を取下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(浄化槽の設置等に関する補助事業の実績報告)

第11条 補助申請者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して上下水道事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置工事の施工内容確認書（浄化槽設備士が確認したもの）
- (2) 浄化槽設置工事の施工状況を示す写真

- (3) 浄化槽設置工事に係る領収証書の写し（交付申請時の設置費用見積書と金額が異なる場合は、その内訳も添付すること。）
- (4) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを行う場合にあっては、単独処理浄化槽を適正に処分することを明らかにする書類及び単独処理浄化槽の廃止届
- (5) 浄化槽保守点検業務委託契約書の写し
- (6) その他上下水道事業管理者が必要と認める書類

（浄化槽の設置等に関する補助金の額の確定等）

第12条 上下水道事業管理者は、前条の規定による実績報告書及び添付書類の提出を受けたときは、その内容について現地調査を行った上で審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定しなければならない。

2 上下水道事業管理者は、補助金の交付額を確定したときは、補助金交付額確定通知書により、補助申請者に通知するものとする。ただし、補助金の交付決定額と交付確定額に差異が生じない場合は、補助金交付額確定通知書の通知を省略することができる。

（浄化槽の設置等に関する補助金の請求）

第13条 前条第2項の補助金交付額確定通知書を受けた補助申請者は、速やかに補助金交付請求書を提出し、上下水道事業管理者は、この請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（浄化槽の設置等に関する補助の交付決定の取消し）

第14条 上下水道事業管理者は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の交付決定及び第12条の交付額の確定を取り消すものとする。

- (1) 規則若しくはこの要綱に違反し、又は上下水道事業管理者の指示に従わなかったとき。
- (2) 実績報告書に虚偽があったとき。

2 上下水道事業管理者は、前項の規定による取消しを行った場合は、補助金交付決定取消通知書により、補助申請者に通知するものとする。

（浄化槽の設置等に関する補助金の返還等）

第15条 上下水道事業管理者は、規則第17条第1項及び第2項により補助申請者に返還を求めるときは、補助金返還請求書により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 補助金の返還を受けたときの加算金及び延滞金は、規則第18条第1項及び第4項の規定によるものとする。

第3章 浄化槽の設置に伴う融資あっせん及び利子補給

(融資あっせん及び利子補給の対象事業)

第16条 浄化槽の設置に伴う融資あっせん及び利子補給(以下「融資あっせん」という。)の対象となる事業は、次条に規定する者に対し、浄化槽の設置に必要な工事資金の融資あっせんをするとともに、融資を行う金融機関に対し、利子補給をするものとする。

(融資あっせんの対象者)

第17条 融資あっせんの対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第4条第3号に規定する事業の補助金について交付決定を受けた者
- (2) 第4条第3号に規定する事業に必要な工事資金から第7条に規定する補助金を控除した額の融資を希望する者
- (3) 融資を受けた資金の返済能力を有すると認められる者
- (4) 市内に居住する確実な連帯保証人を有する者

(融資あっせんの条件)

第18条 融資あっせんの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 融資限度額は、60万円とする。
- (2) 利子は、無利子とする。
- (3) 償還方法は、融資を受けた日の属する月の翌月から35月以内の元金均等月割償還とする。ただし、繰上償還をすることができる。
- (4) 資金の融資を行う金融機関は、別に定める。

(融資あっせんの申込み)

第19条 融資あっせんを受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、浄化槽設置資金融資あっせん申込書に次の各号に掲げる書類を添付して上下水道事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 収入を証明できる書類
- (2) その他上下水道事業管理者が必要と認める書類

（融資あっせんの申込みの取下げ）

第20条 融資申込者は、第10条により補助金の交付申請を取下げたときは、速やかに融資あっせんの申込みの取下げを行わなければならない。

2 融資申込者は、理由の如何を問わず、前条の申込みを取下げることができる。

（融資あっせんの決定）

第21条 上下水道事業管理者は、第19条の規定による申込みがあったときは、その書類の審査及び必要な調査を行い、融資あっせんの可否を決定し、浄化槽設置資金融資あっせん決定通知書により融資申込者に通知するとともに、融資あっせんを適当と認めた者について、浄化槽設置資金融資依頼書により資金の融資を行う金融機関に融資あっせんするものとする。

（融資あっせんの決定の取消し）

第22条 上下水道事業管理者は、融資申込者が第14条第1項に該当したとき又は第17条に該当しなくなったときは、融資あっせんの決定を取消することができる。

2 上下水道事業管理者は、前項の規定による取消しを行った場合は、浄化槽設置資金融資あっせん取消通知書により、融資申込者に通知するものとする。

（融資あっせん額の決定）

第23条 上下水道事業管理者は、設置工事が完成し、第11条に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容について審査し、適当であると認めるときは、融資あっせん額を確定して、浄化槽設置資金融資あっせん額決定通知書を融資申込者に通知するものとする。

(資金の融資を行う金融機関への借入申込み)

第24条 融資申込者は、前条に規定する通知を受けたときは、別に定める資金の融資を行う金融機関に借入を申込みものとする。

(利子補給)

第25条 上下水道事業管理者は、資金の融資を行う金融機関に対し、当該融資に係る利子を補給する。ただし、償還の遅延に係る利子は補給しない。

第4章 様式及び補則

(様式)

第26条 この要綱に規定する申請書等の様式については、別に定める。

(補則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び融資あっせんに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

(旧要綱の廃止)

2 宇都宮市浄化槽整備事業補助金交付要綱(昭和63年3月31日告示第88号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月29日宇都宮市上下水道局告示第12号)

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

浄化槽整備区域における補助金の額			
事業の区分		浄化槽の人槽区分	補助限度額
1	合併処理浄化槽を新たに設置する事業	5人槽	425,000円
		7人槽	505,000円
		10人槽以上	665,000円
2	既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去する事業	全ての人槽	120,000円
3	敷地内処理装置を設置する事業	5人槽	90,000円
		7人槽	115,000円
		10人槽以上	130,000円
4	宅内配管を設置する事業（第2項に規定する事業を実施する場合に限る。）	全ての人槽	300,000円
公共下水道全体計画区域における補助金の額			
事業の区分		浄化槽の人槽区分	補助限度額
1	合併処理浄化槽を新たに設置する事業	5人槽	332,000円
		7人槽	414,000円
		10人槽以上	548,000円
2	既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去する事業	全ての人槽	120,000円
3	敷地内処理装置を設置する事業	5人槽	90,000円
		7人槽	115,000円
		10人槽以上	130,000円